



金沢市公報

号外第28号

平成21年(2009年)9月18日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	目次	ページ
●条 例		○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条 例	(医療保険課) 6
○金沢市公立大学法人評価委員会条例 (美術工芸大学法人化準備室)	1	○金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関す る条例の一部を改正する条例	(環境指導課) 7
○金沢市ものづくり会館条例 (ものづくり政策課)	2	○金沢市駅前広場条例の一部を改正する条例	(道路管理課) 7
○金沢市体育施設条例の一部を改正する条例 (市民スポーツ課)	5	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等 の制限に関する条例の一部を改正する条例	(建築指導課) 8
○金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人 憩の家条例の一部を改正する条例 (長寿福祉課)	6	○金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例	(消防総務課) 11

条 例

金沢市公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

平成21年9月18日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第40号

金沢市公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、金沢市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第3条 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第19号中「及び社会福祉審議会委員」を「、社会福祉審議会委員及び公立大学法人評価委員会委員」に改める。

金沢市ものづくり会館条例をここに公布する。

平成21年9月18日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第41号

金沢市ものづくり会館条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、金沢市ものづくり基本条例（平成21年条例第2号）第2条第2号に規定するものづくり産業（以下「ものづくり産業」という。）に属する事業を行う者等の研修、異なる業種間の技術交流及び市民交流の場として利用に供することにより、ものづくり産業における人材の育成及び技術の向上を図るとともに、ものづくりに関する市民の理解と関心を深め、もってものづくり産業の振興と豊かな地域社会の形成に資するため、ものづくり会館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ものづくり会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 金沢市ものづくり会館

(2) 位置 金沢市栗崎町4丁目80番地1

(開館時間等)

第3条 金沢市ものづくり会館（以下「会館」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、交流広場の利用時間は、午前9時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の開館時間又は利用時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 会館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の承認)

第5条 会館を利用しようとする者（談話室及び多目的ホールにあっては談話室又は多目的ホールを独占して利用しようとする者に、交流広場にあつては交流広場の全部又は一部を独占して利用しようとする者に限る。）は、あらかじめ市長の利用の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の利用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(利用の承認の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を承認しないものとする。

- (1) 建物、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 利用の期間が長期にわたり、他の利用に妨げがあると認められるとき。
- (3) 政治的活動又は宗教的活動をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) その他市長が利用を不適當であると認めるとき。

(利用の承認の取消し等)

第7条 市長は、第5条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用の承認を取り消し、利用を停止し、又は利用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 利用の申請に偽りがあつたとき。

(利用料金)

第8条 利用者（交流広場の利用者を除く。以下同じ。）は、第14条第4項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

3 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を後納させることができる。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の定めるところにより、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第11条 会館を利用する者は、会館の建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 会館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 会館の利用の承認に関すること。
- (2) ものづくり産業に属する事業を行う者等の研修、異なる業種間の技術交流及び市民交流の機会の提供に関すること。
- (3) 会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他会館の管理上市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第14条 指定管理者は、ものづくり産業の振興に関する活動と連携を図りながら、前条に定める業務の実施を通じて会館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により市長が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、会館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第15条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(守秘義務)

第16条 指定管理者の役員及び職員は、会館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 会館の管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第8条関係)

その1 施設利用料金

1 基本利用料金

利用時間区分 区 分	午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時まで)	夜 間 (午後6時から午後9時まで)	全 日 (午前9時から午後9時まで)
第1研修室	2,370円	3,160円	2,370円	7,900円
第2研修室	2,370円	3,160円	2,370円	7,900円
第3研修室	2,370円	3,160円	2,370円	7,900円
第1会議室	930円	1,240円	930円	3,100円
第2会議室	930円	1,240円	930円	3,100円
多目的室	1,950円	2,600円	1,950円	6,500円
調理実習室	900円	1,200円	900円	3,000円
談話室	1,080円	1,440円	1,080円	3,600円
多目的ホール	7,710円	10,280円	7,710円	25,700円

2 利用者が冷房又は暖房の装置を利用する場合の施設利用料金は、基本利用料金の2割に相当する額を基本利用料金に加算した額とする。

その2 附属設備利用料金
規則で定める額

摘要

- 1 この表のその1の各項及びその2の規定による額の合算額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を利用料金とする。
- 2 前項の利用料金の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年9月18日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第42号

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例

金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表金沢市営専光寺ソフトボール場の項の次に次のように加える。

金沢市営こなん水辺グラウンドゴルフ場	金沢市大場町西427番地1
--------------------	---------------

第12条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、体育施設の指定管理者を指定する場合（指定管理者の指定の期間の満了に伴い新たに指定管理者を指定する場合を除く。）において、既に当該体育施設以外の体育施設の指定管理者として指定されているもの（以下「既指定管理者」という。）から提出された事業計画書その他市長が必要があると認める書類の内容を審査し、かつ、実績等を考慮して、既指定管理者が体育施設の設置の目的を効

果的かつ安定的に達成することができることを認めるときは、既指定管理者を当該体育施設の指定管理者として指定することができる。

別表第1 金沢市営専光寺ソフトボール場の項の次に次のように加える。

金沢市営こなん水辺グラウンドゴルフ場	1月4日から12月27日まで	日の出から日没時まで
--------------------	----------------	------------

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第12条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年9月18日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第43号

金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例の一部を改正する条例

金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例（昭和54年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「社会福祉法人」の次に「又は地域の住民により組織される団体」を加え、同条第2項中「認める者」を「認めるもの」に改め、同条第3項中「選考した者」を「選考したもの」に、「受けようとする者」を「受けようとするもの」に改め、同条第4項中「認める者」を「認めるもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年9月18日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第44号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

第12条 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第16条第1項の規定の適用については、同項中「350,000円」とあるのは、「390,000円」とする。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年9月18日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第45号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第36条に次の1号を加える。

(21) 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正後の土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定による汚染土壤処理業の許可

別表第3に次のように加える。

(37) 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正後の土壤汚染対策法第22条第1項の規定による汚染土壤処理業許可申請手数料	1件につき 240,000円
--	----------------

附 則

この条例は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

金沢市駅前広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年9月18日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第46号

金沢市駅前広場条例の一部を改正する条例

金沢市駅前広場条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（駅西広場の管理に関する暫定措置）

- 3 駅西広場の管理については、第10条の規定にかかわらず、平成22年4月1日から市長が定める日までの間に限り、指定管理者に行わせ、又は市長が自ら行うことができる。
- 4 第12条の規定にかかわらず、市長は、前項の期間内に駅西広場の指定管理者を指定する場合にあっては、あらかじめ第11条に定める業務の実施を通じて駅西広場の設置の目的を達成することができるものを選考し、かつ、当該市長が選考したもの（以下「被選考者」という。）から提出された事業計画書その他市長が必要があると認める書類の内容を審査して、被選考者が駅西広場の設置の目的を効果的かつ安定的に達成することが

できると認めるときは、被選考者を当該駅西広場の指定管理者として指定することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年9月18日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第47号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

54	ウッドパーク上荒屋地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画ウッドパーク上荒屋地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
55	笠舞本町2丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画笠舞本町2丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第2に次の2号を加える。

54 ウッドパーク上荒屋地区地区整備計画区域

計画地区	制 限
全域	用途の制限 次に掲げるもの以外のもの (1) 専用住宅 (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する診療所 (3) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ 理髪店又は美容院を営む店舗 ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工

	<p>房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) 公益上必要があると市長が認めるもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置 その他これらに類するもので床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>
敷地面積の最低限度	150平方メートル
壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地若しくは歩行者専用道路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分という。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p>
高さの最高限度	10メートル（集会所その他公益上必要があると市長が認めるものを除く。）
形態又は意匠の制限	屋根は、建築面積の3分の2以上をこう配が10分の2以上のこう配屋根とする（附属建築物の屋根を除く。）。
垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽、竹垣又はフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるものを組み合わせたもの</p>

55 笠舞本町2丁目地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	次に掲げるもの以外のもの (1) 専用住宅

	<p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する診療所</p> <p>(3) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 理髪店又は美容院を営む店舗</p> <p>ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) 公益上必要があると市長が認めるもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>
敷地面積の最低限度	150平方メートル
壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地若しくは歩行者専用道路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分という。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p>
高さの最高限度	12メートル（集会所その他公益上必要があると市長が認めるものを除く。）
形態又は意匠の制限	屋根は、建築面積の3分の2以上をこう配が10分の2以上のこう配屋根とする（附属建築物の屋根を除く。）。

	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽、竹垣又はフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるものを組み合わせたもの</p>
--	-------------	---

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年9月18日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第48号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成21年10月30日から施行する。

平成21年(2009年)9月18日 印刷
平成21年(2009年)9月18日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)